

認定校留学について

長崎県立大学学則第 44 条第 2 項に規定する認定校留学の一定の要件については、下記のとおりとする。

記

1. 留学の目的が教育上有益と認められるものであり、国際人として必要なコミュニケーション能力(英語、中国語)及び国際感覚の向上に繋がるものであること。
2. 留学は、学士の学位授与権を有する大学に限るものであること。
3. 留学期間終了後に単位認定を行う際に必要となる成績証明書等の書類の発行が可能な大学であること。
4. 留学期間は、原則として6ヶ月以上1年以内であること。
5. 本学に在籍する学部生であり、留学時において在学2年目以上であること。
6. 次のいずれかの語学能力を有する者であること。
ただし、一般社団法人日本スタディ・アブロード・ファンデーション(JSAF)が提供するプログラム留学である場合は、JSAF 協定大学の語学能力基準を満たしている者であること。

英 語 : TOEIC (TOEIC-IP を含む)	600 点以上
TOEFL-PBT	500 点以上
TOEFL-iBT	61 点以上
英語検定	準 1 級
中国語 : 中国語検定	3 級以上
TECC	460 点以上
HSK	4 級以上
7. その他、認定校留学にかかる諸手続に関し必要な事項は、別に定める。